解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

千葉県君津市内箕輪一丁目一番一号

財団法人君津市都市公社

代表清算人　安田　久男

解散公告（第三回）

当法人は、総会の決議を経て平成二十五年三月二十九日付東京都知事の許可により、同年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

東京都杉並区高井戸東二丁目三番四号

社団法人東京都施設給食協会

代表清算人　今井　譲

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

富山市赤江町一番七号

社団法人富山県生活衛生同業組合連合会

代表清算人　稲垣　州英

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年一月二十四日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

山梨県甲府市北口二丁目六番一〇号

社団法人山梨県情報通信基盤整備協会

清算人　野口　英一

清算人　松田　俊幸

清算人　中村　一政

清算人　杉山　平和

清算人　根津　尚温

清算人　立澤　信紘

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

岐阜県羽島市竹鼻町狐穴三〇四〇番地一

財団法人岩仲奨学会

代表清算人　鹿野　雄二

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

岐阜県多治見市笠原町二〇七二番地の五

（多治見市笠原体育館内）

財団法人多治見市体育協会

代表清算人　奥田　健右

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

岐阜県瑞浪市上平町五丁目五番地の一

財団法人瑞浪市陶磁器会館

清算人　河口　一

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

大阪市中央区本町橋二番五号

財団法人大阪府産業基盤整備協会

清算人　飯尾慎太郎

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

島根県出雲市小境町八〇三番地

財団法人一畑寺菩提会

代表清算人　飯塚　大幸

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

岡山県浅口郡里庄町大字里見一一〇七番地の二

財団法人備南武道振興会

代表清算人　宮崎　勇次

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

香川県高松市栗林町一丁目二〇番一六号

社団法人香川県物産協会

代表清算人　矢野　俊郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年二月十五日開催の総会の決議により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

香川県観音寺市坂本町一丁目一番一号

社団法人観音寺市観光協会

代表清算人　島　一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

福岡市中央区大手門二丁目五番一五号

財団法人福岡市母子福祉会

清算人　新福留ハツエ

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

長崎県南島原市加津佐町丁一番地一

財団法人加津佐町海洋センター公社

代表清算人　上杉　和夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三十日

長崎市江戸町二番一三号

財団法人長崎県勤労者福祉事業団

清算人　山田　伸裕

清算人　森　光一

清算人　前田　克彦

清算人　市瀬　好幸

清算人　竹本　慶三

清算人　高比良　実

清算人　田崎　勉

清算人　川本　登

清算人　池内　潔治